

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会
役員及び評議員の選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(役員を選任)

第2条 本会定款第19条の規定による理事の選任については、次の区分による。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 自治会長会代表者 | 2名 |
| (2) 民生委員児童委員協議会代表者 | 2名 |
| (3) 老人クラブ連合会代表者 | 1名 |
| (4) 心身障害者福祉協会代表者 | 1名 |
| (5) 子ども会連絡協議会代表者 | 1名 |
| (6) ボランティア代表者 | 1名 |
| (7) 商工会代表者 | 1名 |
| (8) 福祉施設代表者 | 1名 |
| (9) 学識経験者 | 3名 |

2 監事の選任については、次の区分による。

- | | |
|-------|----|
| 学識経験者 | 2名 |
|-------|----|

(評議員の選任)

第3条 本会定款第7条の規定による評議員の選任については、次の区分による。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 自治会長 | 8名 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 10名 |
| (3) ボランティア代表者 | 1名 |
| (4) 商工会代表者 | 1名 |
| (5) 福祉施設代表者 | 2名 |
| (6) 教育関係者 | 1名 |
| (7) 母子寡婦福祉協議会代表者 | 1名 |
| (8) 人権委員会代表者 | 1名 |
| (9) 保護司協議会代表者 | 1名 |

(10) 学識経験者

1 名

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年 3 月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月15日から施行し、平成28年12月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。